

種苗法施行令の一部を改正する政令について

令和 3 年 1 0 月
輸出・国際局知的財産課

1 改正の趣旨

(1) 種苗法（平成 10 年法律第 83 号。以下「法」という。）に基づき品種登録を受けている品種については、育成者権者は当該品種を業として利用する権利を専有するとされており（法第 20 条第 1 項）、その対象範囲には、「登録品種の種苗を用いることにより得られる収穫物から直接に生産される加工品であって政令で定めるもの」も含まれている（法第 2 条第 4 項及び第 5 項第 3 号）。

(2) 当該加工品については、

- ① 加工品の輸入の実態等からみて加工品として指定する必要性があるか否か
 - ② 一般的・類型的にみて当該加工品に品種の特徴が残され、品種が加工品にとって主要な部分を占めているものといえるか否か
 - ③ 加工品段階における品種の DNA 品種識別技術が確立されているか否か
- といった事情を考慮して、種苗法施行令（平成 10 年政令第 368 号。以下「施行令」という。）第 2 条において植物の区分ごとに指定がなされています（例：稲米飯、いぐさ ござ）。

今般、登録品種の海外での無断増殖の広がり、流出危険性等を踏まえ、
ア いんげん豆の加工品である、豆を水煮したもの（砂糖を加えたものを含む。）及びあん
イ かんしょの加工品である、干し芋及び焼き芋
ウ 落花生の加工品である、煎ったものその他の加熱による調理をしたもの
について、上記①から③までに合致するものとして、追加指定することとしました。

2 改正の概要

施行令第 2 条において、新たに1 (2) ③ア～ウの加工品を規定することとしました。

3 政令で指定した加工品の範囲について 別紙のとおり

4 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

別紙

政令で指定した加工品の範囲

植物種類	加工品	加工品の範囲	範囲外
いんげん豆	豆を水煮したもの(砂糖を加えたものを含む。)及びあん	いんげん豆(インゲンマメ種の子実)を原料とし、これに水分を加えて加熱するなどした加工品をいう(加糖するなどして味付け等の調整をしたものや、冷凍、乾燥、フリーズドライ及びレトルトパウチ加工等したものを含む。) 例えば、いんげん豆の水煮及びゆでいんげん豆等がこれに当たる。 あんとは、いんげん豆を主原料とし、これに水分を加えて加熱したものを更に練るなどした加工品をいう(加糖するなどして味付け等の調整をしたものや、冷凍、乾燥、フリーズドライ及びレトルトパウチ加工等したものを含む。) 例えば、無糖あん及び加糖あん、あるいは、粒あん、こしあん及び乾燥あん等がこれに当たる。	・いんげん豆を原料としないあん ・あんパン、饅頭及び羊羹等
かんしょ	干し芋及び焼き芋	干し芋とは、かんしょの芋を原料とし、蒸す、茹でるなどにより加熱調理した後にそのまま又は輪切りや角切り等に切断して乾燥したもの(乾燥の程度は問わない。)をいう(これらに味付け等の調整をしたものや、冷凍、フリーズドライ及びレトルトパウチ加工等したものを含む。) 焼き芋とは、かんしょの芋を原料とし、そのまま又は切断してオーブン等で焼いたもの、あるいは、専用の鍋等で蒸し焼きにしたものをいう(これらに味付け等の調整をしたものや、冷凍、乾燥、フリーズドライ及びレトルトパウチ加工等したものを含む。)	・ペースト状にしたもの ・油で揚げて調味したもの(大学芋、いもけんぴ等)
落花生	煎ったものその他の加熱による調理をしたもの	落花生の子実を原料とし、殻付きのまま又は殻を除去して煎るほかに、茹でる、揚げるなどにより加熱調理した加工品をいう(これらに味付け等の調整をしたものや、冷凍、乾燥、フリーズドライ及びレトルトパウチ加工等したものを含む。) 例えば、煎り莢落花生、煎り豆落花生、茹で豆落花生及びいわゆるバターピーナッツ(油で揚げて、食塩やマーガリン等で調味したもの)等がこれに当たる。	・落花生油 ・ペースト状にしたもの(ピーナッツバター等) ・チョコレートや砂糖などでコーティングした豆菓子

(参考)平成17年改正による制定品目

植物種類	加工品	加工品の範囲	範囲外
小豆	豆を水煮したもの(砂糖を加えたものを含む。)及びあん	小豆を原料とし、これに水分を加えて加熱するなどした加工品をいう(加糖するなどして味付け等の調整をしたものや、冷凍、乾燥、フリーズドライ及びレトルトパウチ加工等したものを含む。) 例えば、小豆の水煮及びゆで小豆等がこれに当たる。 あんとは、小豆を主原料とし、これに水分を加えて加熱したものを更に練るなどした加工品をいう(加糖するなどして味付け等の調整をしたものや、冷凍、乾燥、フリーズドライ及びレトルトパウチ加工等をしたものを含む。) 例えば、無糖あん及び加糖あん、あるいは、粒あん、こしあん及び乾燥あん等がこれに当たる。	・小豆を原料としないあん ・あんパン、饅頭及び羊羹等
いぐさ	ござ	いぐさを主原料とし、これを緯として、糸を経として製織し、一般に完成品としてそのまま用いられるよう縁加工を施してあるシート状の敷物をいう(着色、色を定着させるための樹脂加工及び防虫加工等をしたものを含む。)	・明らかに敷物として利用されない工芸品等 ・縁取り加工をしたものとは認められない畳表の類(→収穫物に該当)
稲	米飯	米を主原料とし、これに水分を加えて加熱することによってできる加工品及びその調整食料品(調整の内容は問わない。)をいう(これらを冷凍、乾燥、フリーズドライ又はレトルトパウチ加工等をしたものを含む。) 例えば、白米米飯(ビタミン強化米等を原料としたものを含む。以下同じ。)、玄米米飯、雑穀入り米飯、赤飯、炒飯、おにぎり、粥等及び弁当の米飯部分等がこれに当たる。	・米菓(煎餅、おかき、ポン菓子等)、餅、米粉及び米粉を原料とした加工品等
茶	葉又は茎を製茶したもの	茶種の植物の葉又は茎を主原料とし、これを上記で蒸したものを冷却して揉んだものを釜等で炒り揉みするなどしながら乾燥し、これを切断、整形又は選別等したものである。更に焙じたかどうかや、加工工程における発酵の程度、茶葉等の破碎の程度と及び調整の内容は問わない。 例えば、緑茶(煎茶、番茶、焙じ茶及び抹茶等)、紅茶及びウーロン茶(いずれもティーバック包装したものを含み香味をつけてあるかどうかは問わない。)	・茶の葉又は茎を原料としない茶製品(麦茶、そば茶、バーブティー等) ・茶飲料等のように茶葉等の抽出液を調整したもの